

「架空請求・不当請求に関する消費者トラブルへの対応策」に係るフォローアップについて

平成 17 年 4 月 27 日
架空請求・不当請求に関する
関係省庁等担当課長会議

「「架空請求・不当請求に関する消費者トラブルへの対応策」に係るフォローアップについて」(平成 16 年 12 月 22 日 架空請求・不当請求に関する関係省庁等担当課長会議)において、「平成 17 年 2 月を目途に関係省庁等担当課長会議を開催し、引き続き、消費者トラブルの推移、対策の進捗状況等についてフォローアップを行うこととする」旨盛り込まれたことを受け、3 月 2 日に同会議を開催した。その結果の概要は以下のとおり。

1. 消費者トラブルの推移等

架空請求・不当請求に関する消費者トラブルは依然として減少傾向が見られない。

消費生活センターに寄せられている架空請求・不当請求に関する消費者トラブルの苦情相談件数については、平成 16 年 7-9 月期で約 16 万件、10-12 月期においても約 15 万件であり、後者は前年同期比 59.5% 増となっている。

また、国民生活センターからは新たな手口として、迷惑メールなどを通じて、消費者の明確な契約同意を得ないまま有料サイト情報料を請求するいわゆるワン・クリック請求が増加してきていること、少額訴訟や支払督促等の裁判手続を仮装・悪用した請求が出てきていることが報告され、これらの手口について、今後とも、注意が必要であるとされた。

2. 対策の進捗状況等

(1) 携帯電話の犯罪利用の防止

プリペイド式携帯電話の犯罪利用の防止に関し、携帯電話事業者における新たな本人確認徹底策の推進状況を注視する旨報告(総務省)。

(2) 預金口座の不正利用の防止

預金口座の不正利用に係る金融庁から金融機関への情報提供件数が増加している。その一方で金融機関において調査中の件数が減少していることから、素早い対応がとられている旨報告(金融庁)。

(3) 警察当局による取締り

緊急対策チームの設置など、これまで以上に都道府県警察本部間の連携を促進して、積極的な取締りを行っている旨報告(警察庁)。

(4) 広報・啓発

- ・裁判手続を仮装・悪用した架空請求への対応として、支払督促、少額訴訟の呼出状の真偽の見分け方等に関する Q&A をホームページに掲載した旨報告(法務省)。
- ・新聞紙上で裁判手続を仮装・悪用した架空請求に関する注意喚起を実施し、また、広報誌等で更なる注意喚起を図る予定である旨、支払督促、少額訴訟の呼出状の真偽を判別するポイント等を盛り込んだリーフレットを作成し、全国の町内会・自治会を中心に配布を行った旨報告(内閣府、法務省他)。
- ・全国の中学校、高等学校等に対して、架空請求を受けた場合、身に覚えがなければ連絡しない旨など注意を呼びかけるポスターを配布した旨報告(内閣府、文部科学省他)。

(以上)